

別府大学・別府大学短期大学部科学研究費助成事業事務取扱規程

(趣旨)

第1条 別府大学・別府大学短期大学部（以下「本学」という。）における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年4月28日規程第19号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局等 各学部、各研究科、及び事務局をいう。
- (2) 部局長等 前項に定める部局等の長をいう。
- (3) 研究者 科研費の研究代表者及び研究分担者をいう。
- (4) 直接経費 科研費の事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (5) 間接経費 科研費の補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。

(科研費に係る諸手続)

第3条 本学は、科研費に係る諸手続として次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 応募・交付申請に係る手続に関すること。
- (2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続に関すること。
- (3) 実施状況報告・実績報告に係る手続に関すること。
- (4) 研究成果報告に係る手続に関すること。
- (5) 間接経費に係る事務手続に関すること。

(科研費の通知)

第4条 学長は、研究者から受領の委任を受けた科研費について、これを受領したときは、研究者の所属部局長等に通知するものとする。

(直接経費の管理)

第5条 直接経費の管理は、大学事務局がこれを行う。

第6条 事務局長は、直接経費を自己の名義で直ちに預金しなければならない。

第7条 直接経費の預金より生じた利息については、研究機関に譲渡するものとする。

(間接経費の譲渡)

第8条 研究者は、間接経費の交付を受けたときは、学長に譲渡しなければならない。

(間接経費の管理)

第9条 学長は、研究者から間接経費の譲渡を受けたときは、本学の収入として受け入れるものとする。

(間接経費の送金)

第10条 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、当該他の研究機関が間接経費の譲渡を受け入れないこととしている場合を除き、直接経費の残額の30パーセントに相当する額の間接経費を当該他の研究機関に送金するものとする。

(経理事務の取扱い)

第11条 直接経費に係る経理事務は、別に定める別府大学・別府大学短期大学部 科学研究費助成事業の経理・執行要領（以下「経理・執行要領」という。）に定めるところにより取り扱うものとする。

(契約名義者)

第12条 直接経費に係る契約の名義者は、学長とする。

(研究実施)

第13条 研究者は、交付内定日以降直ちに研究を開始することができる。

(寄附の受入)

第14条 研究者は、直接経費および間接経費により購入した設備備品・用品又は図書（以下「設備等」という。）について、研究機関に寄附するものとする。

第15条 理事長は、研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、前項の規定により寄附を受けた設備等を当該研究者に返還するものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

この規程は、平成28年4月1日から実施する。